

「文化施設としての滋賀会館の用途廃止」について

滋賀県県民文化生活部県民文化課

滋賀会館は、昭和29年にホールのほか、図書館、映画館、ホテル、結婚式場など様々な機能を併設した文化施設として開館しました。

その後、昭和40年代以降、ホテル、結婚式場を廃止し、昭和55年に県立図書館、平成10年にはびわ湖ホールが開館したことなどにより、文化施設としての機能はこれらの施設へ移転しました。また、周辺地域には市町や民間の文化ホールも整備されてきたため、県民の文化活動の場としての利用ニーズは著しく低下してきました。これらのことにより滋賀会館はその役割を終えようとしています。

また、施設や設備の老朽化が進み、その改修には多額の費用が必要となることから、県では、平成22年3月末をもって文化施設として用途廃止する方針を平成19年10月に公表したところです。

つきましては、「文化施設として用途廃止」することについて、これまでの経過等を下記のとおり取りまとめましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、ご意見等がございましたら、裏面にご記入いただき滋賀会館2階に設置のご意見箱に投函下さい。

記

【文化施設として廃止するに至る経過】

平成14年3月に『平成13年度 包括外部監査の結果報告』で、次の理由から「文化施設としての滋賀会館の廃止をすれば、年間事業費約1.3億円の支出削減につながる。喫緊かつ重要な課題として早急に検討されたい。」との意見が提出されました。

(理由)

- ・ 大津地区は、県立施設のびわ湖ホール、ピアザ淡海ほか、大津市立施設が3ホール、民間施設が3ホールと充実している。
- ・ 滋賀会館の舞台芸術事業の入場者は激減しており、ホールの稼働率も低い。

平成17年2月に県は「財政危機回避のための改革プログラム」に基づく『公の施設の見直し』の中で、滋賀会館について次の理由から「施設の老朽化等を踏まえると耐震工事等に新たに多額の経費をかけて存続させることについては問題があるため、廃止も含め検討する。」こととしました。

(理由)

- ・ 市町や民間により類似施設が設置されている、あるいは類似のサービスが提供されている施設である。
- ・ 老朽化し、かつ利用率が低い施設である。

平成19年10月に滋賀会館のあり方について、次の理由から「平成21年度末をもって文化施設としては用途廃止する。」方針を県議会生活文化・土木交通常任委員会で報告するとともに、報道各社へ資料提供し、県ホームページに掲載しました。

(理由)

- ・ 県の文化振興施策実現のための拠点施設には位置付けられていない。
- ・ 施設・設備の老朽化が進み、耐震診断の結果を踏まえて適正に維持しようとする多額の改修費用等が必要である。

平成19年12月に、設備の老朽化が進んでいる大ホールを先行して供用廃止することを内容とする「滋賀会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例」が県議会でも可決され、平成20年10月1日に大ホールの供用を廃止しました。

文化施設としての滋賀会館の廃止についての意見等

氏名		住所	市・町	年齢	才
<p>(ご意見等を記入下さい)</p>					